

# 土地改良区に係る運営及び検査について

パート10

千葉県農林水産部 耕地課  
団体指導課

## ◆このコラムでは、土地改良区運営及び検査に係る改善方法を考えていきます◆

平成30年の土地改良法(以下「法」とします。)の一部改正に伴い、施設管理を行う土地改良区においては、令和4事業年度までの貸借対照表の作成・公表が原則義務付けられたところです。

本県内においては、令和4年度から貸借対照表導入予定の土地改良区が9割以上となっています。

御準備はいかがでしょうか?導入の概要を今号、次号にわたりとりあげます。

## 1 貸借対照表作成への取組(県内の状況) 令和3年6月調査

### (1)貸借対照表の導入予定時期

R1までに導入済み	R2予定	R3予定	R4予定	計
3	3	5	158	169

※解散予定・休眠中の地区を除く。県内全ての土地改良区が作成義務あり。

### (2)会計ソフトの導入状況

ミラウドミニ	左記以外	独自開発等	導入予定なし	検討中・未定	計
19	101	16	27	6	169

### (3)資産評価対象施設のリスト化の状況

県内全ての土地改良区でリスト化済み(土地改良施設の管理を行わない土地改良区は無し)。

## 2 会計細則の改正はお済みですか?(会計基準の改正について) 期限:次期総(代)会までに

法改正に伴い、平成31年2月に土地改良区会計基準(会計細則例)が改正されています。新しい会計基準に対応した会計細則に改正が必要です。なお、会計細則の改正には総(代)会の議決が必要です(規約例第48条)。改正がお済みでなければ、なるべく早く農業事務所に相談しましょう。

## 3 関係書類の作成・公表について

期限:財務状況の公表は、組合員に会計年度の満了後の3ヶ月を経過した日までに(会計細則例)、一般に対しては総(代)会の承認の決議後(法第29条の2)。(水土里ネットちば2020年夏号vol.327参照)。

根拠	書類の名称
法第29条の2(決算関係書類)	<b>【作成・公表するもの】</b> 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録
土地改良区会計基準(平成31年基準) 第1 総則 1 目的及び適用範囲 (財務諸表等)	<b>【作成するもの】</b> 財務諸表(貸借対照表及び正味財産増減計算書)、 収支予算書、収支決算書及び財産目録

### 【正味財産増減計算書の作成・公表について】

正味財産増減計算書により、貸借対照表の資産及び負債の増減がどのような要因により生じたかが一目でわかるようになります。

作成:やむを得ない事情により、単式簿記会計を採用し、期末に貸借対照表を作成する場合にあっては、正味財産増減計算書の作成は必要ありません。

公表:(法では公表対象とされていませんが、複式の場合)貸借対照表の作成過程で当然に正味財産増減計算書は作成されるものであり、土地改良区の判断で公表することは差し支えありません。

(令和2年3月 農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課団体指導推進班 「土地改良区会計に関するQ&A集の項目一覧(案)に対する意見及びQ&Aに掲載しないものについての回答について」)

#### 4 開始貸借対照表の作成

期限:令和3年度決算の理事長への提出後、速やかに

まずは開始貸借対照表の作成です。

令和4年度から貸借対照表を導入する場合、前事業年度(令和3年度)末時点の財産目録や補助簿から把握した各科目の残高を、**会計基準で定められている勘定科目への組替え**を行った上で、土地改良施設の資産評価、減価償却資産の期首残高の算定などの処理を行い作成します。

**勘定科目の設定** → **組替後の財産目録の作成**   これが開始貸借対照表の基本となります。

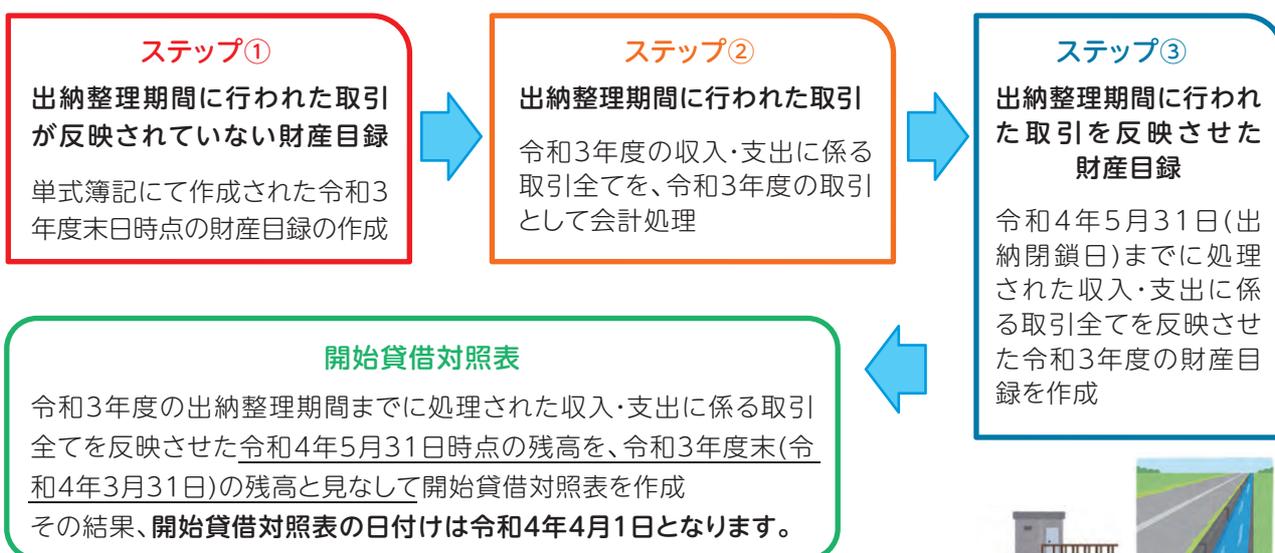
+ **土地改良施設の資産評価額など** = **開始貸借対照表**

#### ◆(参考)組替後財産目録から土地改良区会計基準移行に係る処理の一覧◆

	種 類	移行に係る処理が必要とされる場合
(1)	減価償却資産の期首残高の算定	減価償却資産について減価償却費を計上していない場合
(2)	基本財産と特定資産の期首残高の算定	定款及び規約において基本財産を設定している場合 特定の目的のために資産を保有している場合 (土地改良施設及び積立金等)
(3)	指定正味財産及び一般正味財産の期首残高の算定	開始貸借対照表を作成する全ての場合
(4)	有価証券の期首残高の算定	有価証券を保有している場合
(5)	流動資産から固定資産、流動負債から固定負債	会計期間の移行により、勘定区分の移行が必要となる。

(全土連『令和2年度複式簿記導入促進特別研修テキスト』p.7、9)

#### 5 前事業年度(例:令和3年度として)の出納整理期間の取扱い



農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課『財務諸表等作成要領』p.28、29)



#### 6 「土地改良施設台帳」から「貸借対照表」への転記について

各農業事務所から「土地改良施設台帳」の提供はありましたか？

貸借対照表の作成に当たり、県では土地改良区が管理する施設の情報を整理し、価値を決める「資産評価」を令和元年度から令和2年度まで実施しました。この転記方法については次号で図解します。

## 7 施設更新事業等に要する費用の積立てについて

貸借対照表作成と同時に、次の計画の策定等が必要となります。

施設更新積立計画(案)	維持管理計画の変更(案)	施設更新積立金管理規程(案)
総(代)会の議決	総(代)会の議決、県認可	理事会の議決
貸借対照表をもとに、施設更新事業等の概要や積立金の算定方法などを記載	1事業年度に要する経常的経費の概算額や施設の耐用年数期間中に必要となる整備補修費(大規模修繕、施設更新事業等を含む。)の予定総額及びその1事業年度当たりの平均額を記載	積立方法、取崩方法、管理方法などを記載。 積立金は、貸借対照表の「資産の部の(款)特定資産、(項)施設更新積立資産」の名称を付して計上



維持管理計画の変更認可後、土地改良区は、当該維持管理計画に基づき、毎年度、法第36条第1項の規定により、将来必要となる施設更新事業等に要する費用も土地改良区の行う維持管理事業に要する費用の一部として、賦課徴収することができます(平成31年2月14日付け農振第2942号「土地改良区が管理する土地改良施設に係る施設更新事業等に要する費用の積立てについて」)。



## 8 帳簿類の整備について

現金預金出納帳などの会計主要簿と並んで重要なのが、会計補助簿です。

補助簿の中でも、貸借対照表作成との関係で特に重要なのが、**土地改良施設台帳、固定資産台帳、備品台帳、積立金台帳、退職給与金要支給額台帳**です。

これらは毎年度その実態を把握の上、貸借対照表に反映させる必要があります。

これまでも、**検査では「積立金台帳が整備されていない。」「固定資産台帳が整備されていない。」**といった指摘を行ってきましたが、貸借対照表を正確に作成するためには、これらの補助簿が基本となることから、きちんと整備・更新しましょう。

なお、会計細則例第43条には、23種類もの補助簿が掲載されています。実態に即して選択し、使用しない補助簿は削除してください。

**監事は、お金(通帳等)だけでなく、固定資産台帳、備品台帳等と「実物」が合っているか(存在するか)を必ず確認しましょう!**  
**職員に任せきりはいけません!**



御不明な点がございましたら、随時農業事務所に相談しましょう。  
今号で引用した通知類は、県(耕地課)ホームページにも掲載してあります。